○総務省告示第百八十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、国民民主党から訂正の届出があったので、令和八年総務省告示第百二十一号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
［一　略］ 二　国民民主党 ［(一)～(六)　略］ (七)　所属国会議員 氏名　住所　選出区分　選挙期日 同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は ○ ［略］ 日野紗里亜　愛知県長久手市桜作一二一五　衆議院議員　令和六年十月二十七日 愛知県第七区 ［略］ ［(八)～(三)　略］ ［三～十　略］	［一　同上］ 二　国民民主党 ［(一)～(六)　同上］ (七)　所属国会議員 氏名　住所　選出区分　選挙期日 同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は ○ ［同上］ 日野紗里亜　愛知県愛知郡東郷町白鳥二―一六―一八　衆議院議員　令和六年十月二十七日 愛知県第七区 ［同上］ ［(八)～(三)　同上］ ［三～十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百八十八号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和八年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

政党の名称	異動事項	旧	新	異動年月日
れいわ新選組	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　多ケ谷　亮（たがや　亮）		令和八年一月十八日
	所属国会議員の住所	北海道札幌市北区北七条西六―二―二七	東京都新宿区余丁町九―九	令和八年一月十九日
国民民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　臼木　秀剛		令和八年一月一日
れいわ新選組	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　山本　太郎		令和八年一月二十一日
国民民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　山崎（円より子）順子		令和八年一月二十一日
日本維新の会	所属国会議員の氏名	石平	北埜（石平）陽	令和八年一月二十二日
参政党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　鈴木　敦		令和八年一月二十六日
自由民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　青山　繁晴		令和八年一月二十七日